

|                  |                       |      |
|------------------|-----------------------|------|
| 主<br>な<br>内<br>容 | ● 大事な愛牛をアブから守ろう       | …… 1 |
|                  | ● 飼養衛生管理基準の改正について     | …… 2 |
|                  | ● 令和元年度 監視伝染病発生状況について | …… 3 |
|                  | ● 死亡牛の BSE 検査について     | …… 4 |

## 大事な愛牛をアブから守ろう 県南家畜衛生推進協議会

牛伝染性リンパ腫（旧牛白血病）は、原因ウイルスに感染することで起こる疾病です。有用な対策は、アブを介したウイルス感染を防止することです。**アブジャケット**は、牛体に着用することでアブの吸血行動を10分の1に減らすことができます。牛のストレスや栄養状態に影響がないことが証明されています（青森県で試験済み）。



### こんなお悩みありませんか？

- アブに沢山刺されて可哀そう
- 牛が集う時（牧野入牧、共進会、基本登録、市場）の感染が心配
- 分離飼養できない
- 母子分離できない・したくない
- 全頭パドックで運動させたい
- 陰性子牛を出荷したい

アブジャケット着用例



価格や作成方法については、お気軽にご相談ください！

- 今年度、管内の農場で効果や耐久性を検証しています。
- サイズは子牛～母牛まで各種あります。
- 購入することもできますが、簡単に自作できます。

# 飼養衛生管理基準が改正されました 中小家畜課

26年ぶりの国内での「豚熱」の発生や海外での悪性の家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を一層徹底することを目的に、令和2年6月30日、全ての家畜について「飼養衛生管理基準」の改正が行われました。

なお、新しい基準は、一部の猶予期間を置く項目を除き、令和2年10月1日から適用となります

## 《 新たに追加・強化される主な取組等 》

### 【全畜種共通】

- ◆ 「飼養衛生管理者マニュアル」の作成と従業員への周知  
10項目の事項を規定するマニュアルを作成する必要があります。日頃、暗黙の了解で実施されている飼養衛生に関する農場内のルールを、全ての従業員が同じ認識で取組んだり関係者にお知らせするため、マニュアルとして明確にするものです。

|            |
|------------|
| 【適用日】      |
| 牛・鶏 R4.2.1 |
| 豚 R3.4.1   |
- ◆ 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止  
愛玩動物が感染源となる共通の感染症の伝搬や、愛玩動物からの機会的な伝搬を防ぐため衛生管理区域では猫等を飼うことができません。

|             |
|-------------|
| 【適用日】       |
| 牛・鶏 R2.10.1 |
| 豚 R2.7.1    |
- ◆ 更衣、車両乗降の際の交差汚染の防止  
衛生管理区域専用の衣服・靴と場外からの入場者の衣服・靴が交差しないよう、着脱前後の衣服・靴を場所を離して保管し、入場者の動線も一方通行となるようにしなければなりません。

|             |
|-------------|
| 【適用日】       |
| 牛・鶏 R2.10.1 |
| 豚 R2.7.1    |
- ◆ 衛生管理区域から退出・持出しする際の消毒の実施  
これまで、衛生管理区域に入る場合に消毒を実施することとされていましたが、病原体の散逸予防の観点から、衛生管理区域から出る際にも消毒を実施する必要があります。

|             |
|-------------|
| 【適用日】       |
| 牛・鶏 R2.10.1 |
| 豚 R2.7.1    |

### 【牛及び豚】

- ◆ 放牧制限に備えた準備  
口蹄疫の発生により、家畜伝染病予防法に基づく「放牧の停止又は制限」があった場合に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保や出荷・移動のための準備をしておく必要があります。

|           |
|-----------|
| 【適用日】     |
| 牛 R3.10.1 |
| 豚 R3.4.1  |

### 【鶏のみ】

- ◆ 家きん舎に加え、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への防鳥ネットの設置、点検及び修繕（鶏）  
防鳥ネットの設置がない施設について、適用日（R3.10.1）までの設置をお願いします。

|         |
|---------|
| 【適用日】   |
| R3.10.1 |

# 令和元年度 監視伝染病発生状況について 大家畜課

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号、令和2年7月1日施行）に基づき、監視伝染病の名称が一部変更となりましたので改正後の名称を記載しています。

本県の令和元年度監視伝染病の発生は、牛伝染性リンパ腫（旧：牛白血病）が最多（189頭）を占めますが、その約60%にあたる114頭が管内の飼養牛でした。

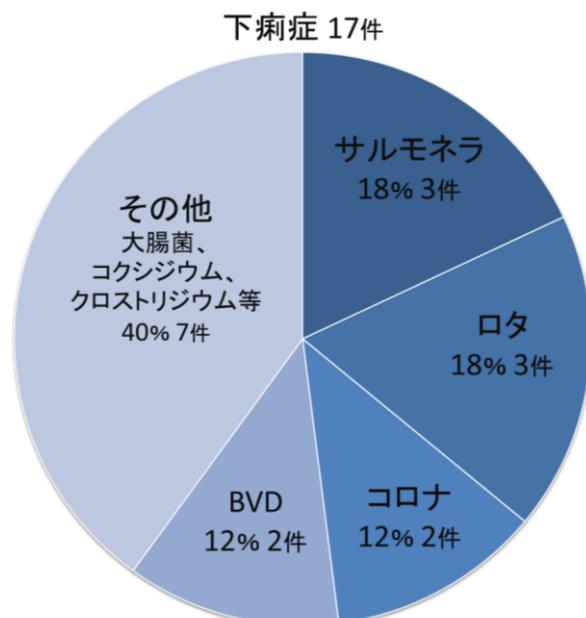
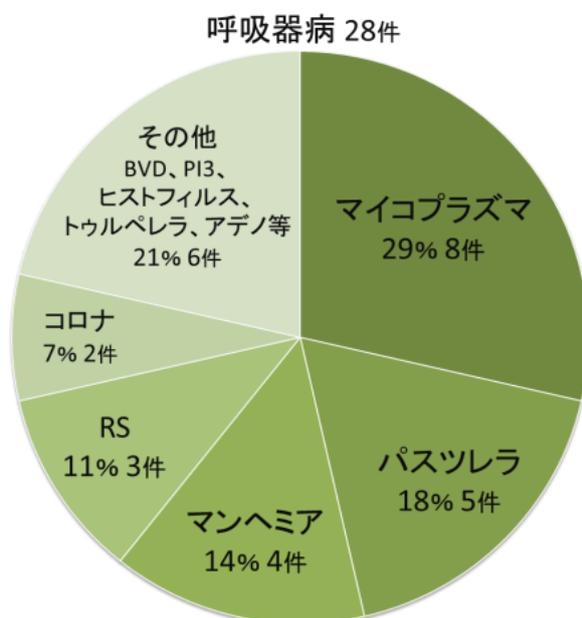
この病気を防止するためには、**定期的に自らの牛の感染状況を把握**して、吸血昆虫対策等を講じることが重要です。また、管内では牛伝染性リンパ腫を除くと、呼吸器病はマイコプラズマ、パストツレラ、マンヘミアが半数以上を占め下痢症ではサルモネラ、ロタウイルスを上位に多くの病原体が確認されました。

これら**疾病の対策や治療方針の決定には、適切な検体でタイムリーな病性鑑定が重要**であり、例えば細菌分離は抗生剤を投与していない状態での採材が必要です。

監視伝染病を疑う場合、臨床の先生方は、治療の前に当所（電話番号：0197-23-3531）にご相談をお願いします。

表 令和元年度 岩手県 監視伝染病 発生状況（患畜又は真症）

| 病名                         | 畜種 | 岩手県 |     | 管内        |            |
|----------------------------|----|-----|-----|-----------|------------|
|                            |    | 戸数  | 頭数  | 戸数        | 頭数         |
| ヨーネ病                       | 牛  | 3   | 19  | 2         | 9          |
| 牛ウイルス性下痢<br>旧：牛ウイルス性・下痢粘膜病 | 牛  | 7   | 11  | 0         | 0          |
| 牛伝染性リンパ腫 旧：牛白血病            | 牛  | 131 | 189 | <b>96</b> | <b>114</b> |
| 牛丘疹性口内炎 旧：牛丘疹性口炎           | 牛  | 1   | 16  | 0         | 0          |
| 破傷風                        | 牛  | 1   | 1   | 1         | 1          |
| サルモネラ症（届出対象の血清型）           | 牛  | 4   | 16  | 1         | 1          |
| チョーク病                      | 蜜蜂 | 1   | 1   | 1         | 1          |



## 死亡牛の BSE 検査について 大家畜課

図 令和元年度 牛呼吸器病又は下痢症流行農場の病原体

牛海綿状脳症（BSE）の発生予防のため、死亡した牛は BSE 検査が義務付けられており、対象牛は以下の通りです。

本国の清浄化の維持に重要な検査ですので、生産者と獣医師の皆様におかれましては、引き続きご協力をお願いします。

～ 検査の対象となる死亡牛 ～（H31.4 月改正）

① **96 か月齢以上の死亡牛**

② **48 か月齢以上の起立不能を示す死亡牛**

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

③ **48 か月齢以上の監視伝染病にかかっている、または疑いのある死亡牛**

例：死亡前に牛伝染性リンパ腫と診断された牛等

④ **全月齢の BSE を疑う症状のある死亡牛**

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

（農家の皆様へ）

- ◆ 牛が死亡した際には、速やかに獣医師の検案を受け、輸送を依頼する場合は運送業者に速やかに連絡してください（県南家畜保冷保管施設への死体搬入は、死亡診断書が必要です）。
- ◆ 死亡牛の腐敗が進んだ場合、適正な材料を確保できず、正しい検査結果が得られないばかりか、損壊が著しい場合、死亡牛を農場から搬出できないことも起こり得ます。また、施設の職員や周辺住民の方々への迷惑、更には群馬県の最終処理施設での受入拒否にもなります。くれぐれも家畜保冷保管施設へ早期に死体を搬入して下さい。

参考：BSE 検査牛の脳の月別融解率（％）

| 検査月 | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 1 | 2  | 3 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|---|
| 融解率 | 33 | 28 | 50 | 61 | 59 | 50 | 37 | 26 | 18 | 7 | 21 | 3 |

（令和元年度県南家畜保冷保管施設）

（獣医師の皆様へ）

- ◆ 死亡牛を検案した獣医師（獣医師が検案していない場合は所有者）は、家畜保健衛生所への「死亡牛届出書」の提出が義務付けられていますので、速やかな提出をお願いします。
- ◆ 県南家畜保冷保管施設に牛の死体を搬入する際には、死亡診断書が必要となります。未検査牛が生じないように、死亡診断書には「BSE 検査必要」と併記して下さい。
- ◆ 診療により牛伝染性リンパ腫等の届出伝染病を診断した場合は、所定の様式により届出伝染病発生届書についても当所に提出して頂くようお願いします。

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字東館 41-1

岩手県県南家畜保健衛生所

Tel 0197-23-3531

Fax 0197-23-3593

岩手県県南家畜衛生推進協議会

Tel 0197-24-5532

Fax 0197-23-6988